

札幌市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

令和2年(2020年)4月2日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市国民健康保険条例の一部を改正する条例

札幌市国民健康保険条例(昭和36年条例第9号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第12条第1項ただし書中「61万円」を「63万円」に改める。
- (2) 第15条の3第1項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。
- (3) 第19条第1項各号列記以外の部分中「61万円」を「63万円」に改め、同項第2号中「28万円」を「28万5千円」に改め、同項第3号中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の札幌市国民健康保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(理 由)

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の基礎賦課額及び介護納付金賦課額の限度額を引き上げるとともに、保険料の減額の対象となる納付義務者の範囲を拡大するため、本案を提出する。